

●香川県告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により高松広域都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

令和6年2月9日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域
 - 2 号高松琴平電鉄琴平線
 - 3 号高松琴平電鉄長尾線縦覧に供する図面表示のとおり
- 2 縦覧場所
香川県土木部都市計画課